

RECOMMENDATIONS

トラフィックの
第15回ワシントン条約締約国
会議の附属書改正提案に
対する見解

カタール、ドーハ
2010年3月13日～25日



TRAFFIC[®]
the wildlife trade monitoring network

トラフィックの第 15 回ワシントン条約締約国会議（CoP15）の附属書改正提案に対する見解 2010 年 3 月 13 日～ 25 日、ドーハ（カタール）

トラフィックは毎回ワシントン条約締約国会議に先立ち、ワシントン条約附属書改正提案に対する見解を公表しています。

本見解は、英語、フランス語、スペイン語、日本語などの各言語で冊子にされ、CoP15 前や開催中に利用できます。

ウェブサイト（<http://www.traffic.org/cop15> 【英語】、<http://www.trafficj.org/cop15/> 【日本語】）からも入手できます。また本見解は、トラフィックの見方の根拠となる背景について情報を提供している、IUCN とトラフィックによる分析『IUCN / TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 15th meeting of the Conference of the Parties』と一緒に読むことをおすすめします。

IUCN とトラフィックによる分析のサマリーや全文は下記 URL にて見ることができます。

（http://www.iucn.org/about/work/programmes/species/our_work/species_trade_use/iucn___traffic_analyses_of_the_proposals/ 【英語サイト】

または、<http://www.traffic.org/cop15> 【英語サイト】、<http://www.trafficj.org/cop15/cop15analyses.htm> 【日本語サイト】）

入手可能なもののうち、もっとも新しい情報を活用して作成しましたが、会議期間中にはさらに新しい情報が入手できるようになると思われます。

目次

動物（提案 1 ～ 21）	3-23
植物（提案 22 ～ 42）	24-36

【文中の用語について】

和名はトラフィックイーストアジアジャパン調べによる。

和名および英名については、参考のために記載してあるので注意が必要である。

提案 1

[提案国：スイス（動物委員会の要請を受け、寄託政府として）]

附属書 I ならびに II に掲げる種 *Canis lupus* に対し、以下の内容の注釈を追加する。「イエイヌ *Canis lupus familiaris* 及びディンゴ *Canis lupus dingo* とし、参照される家畜化された形態とディンゴを除外する。」

提案 2

[提案国：米国]

ボブキャット *Lynx rufus* を附属書 II から削除。

ワシントン条約附属書に掲げるタイリクオオカミ *Canis lupus* の掲載に注釈を付けることを目的としたこの提案は、最近採用された哺乳類に関するワシントン条約の標準学名命名参考文献の下、タイリクオオカミの 2 亜種、家畜のイヌとディンゴに条約の規定が適用されないことを明確にすることを目的としている。これらの亜種がワシントン条約の規定対象外であるという点は、明確にする必要があり、提案された注釈により、それが可能になる。ただし、除外を提案した 2 亜種には 60 以上の異名があることに、できれば注釈の中で言及することが望ましい。

この北米原産のネコ科動物の一種は、毛皮を取るために持続的な方法で大量に捕獲され、生息域の全域にわたり、個体群はよく管理され、安定もしくは増加している。このような理由で、同種を附属書から削除するに値する考えられる。しかし、ボブキャット *Lynx rufus* がワシントン条約附属書に掲載された根拠は、国際取引による絶滅のおそれのある他のネコ科 Felidae の種との外見の類似であった。ボブキャットの毛皮と、取引による絶滅の危険性がある他のオオヤマネコ属 *Lynx* の毛皮との識別を容易にするために、米国はオオヤマネコ属の毛皮識別ガイドの作成を進めている。このガイドはまだ評価を受けている段階であり、現時点では有効性が不明なままである。また、他のネコ科の種の毛皮についても、識別が問題となっている。ネコ科の毛皮のファッション界向け国際取引が再び活性化した徴候があり、違法取引問題も発生している。このため、ボブキャットをワシントン条約附属書から削除した場合、ボブキャットと誤認

賛成

反対

されたオオヤマネコ属やおそらく他のネコ科の種の取引を助長し、法執行という点で問題になるのかどうかという点も不明なままである。

第2条2(b)項に規定された掲載基準に従い、ボブキャットの毛皮から作られた製品を、潜在的なネコ科 Felidae の類似種の毛皮から作られた製品と容易に識別するための識別資料をワシントン条約締約国が承認するまで、ボブキャットは附属書Ⅱに残すべきである。

全世界のホッキョクグマ *Ursus maritimus* の個体数は20,000～25,000頭と推定され、生息域はカナダ、グリーンランド、ノルウェー、ロシア連邦、米国である。これらの個体の過半数（約15,000頭）が、カナダのみに生息する個体群か、またはカナダからグリーンランド、アラスカにかけて生息する個体群である。2008年にIUCNは、ホッキョクグマの世界的にみた保護状態を危急種（VU）であると評価した。この種の科学標本および手回り品としての国際取引は1990年代以来増加しているが、商取引は増加しておらず、取引の傾向は捕獲レベルを反映していない。現在、ホッキョクグマの部分と製品の商業輸出を許可している国はカナダのみであり、そのすべてが先住民による自給自足目的の狩猟の結果である。1990年代以来、毎年約300頭のカナダのホッキョクグマ（個体数の約2%）の国際取引が行われてきた。ホッキョクグマが直面する最大の脅威は、生息環境である海氷が世界的な気候変動により後退していることである。ホッキョクグマの世界的な個体数は少ないとは言えず、近年、著しい減少は起きていない；この種の分布域は制限されていない；気候変動の結果として予測される個体数減少率は、今後45～50年間に約

反対

提案3

[提案国：米国]

ホッキョクグマ *Ursus maritimus* を附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行。

提案 4

[提案国：タンザニア連合共和国]

アフリカゾウ *Loxodonta africana* のタンザニア連合共和国の個体群を附属書 I から附属書 II に移行。

提案 5

[提案国：ザンビア]

アフリカゾウ *Loxodonta africana* のザンビアの個体群を附属書 I から附属書 II に移行。

提案 6

[提案国：コンゴ、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、ルワンダ、シエラレオネ]

i) アフリカゾウ *Loxodonta africana* のボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの個体群に関して注釈から次の項を削除する。

h) CoP14 会期中および g) i), g) ii), g), iii), g) vi), g) vii) 項の規定に従って行われる一回の象牙の販売日から 9 年が経過するまでの期間は、すでに附属書 II である個体群の象牙の取引を認めるさらなる提案は、締約国会議へ提出されない。加えて、そうしたさらなる提案は決定 14.77 および 14.78 に従って取り扱われる。

30% である。したがって、ホッキョクグマは附属書 I 掲載の生物学的基準のいずれも満たさない。取引は、この種にとって重大な脅威ではない。

トラフィックが専門家パネルの所見を先取りすることを避けるため、コメントは後日、発表する。

トラフィックが専門家パネルの所見を先取りすることを避けるため、コメントは後日、発表する。

アフリカゾウ *Loxodonta africana* の生息国である 7 カ国によるこの提案では、まず、附属書 II 掲載のボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエのアフリカゾウ個体群に適用される現行注釈の h) 項を削除し、附属書掲載のすべてのアフリカゾウ個体群に適用される新規の注釈を付けること、次に、ナミビアについては、非商業目的の装身具類に組み込まれた、個別に記号を付け認証されたエキパ、ジンバブエについては、非商業目的の象牙彫刻の取引に言及する f) 項を削除することにより、ワシントン条約に基づく生牙または加工象牙の将来の合法的取引に、20 年間の一時停止期間を導入することをねらいとする。

(つづく)

反対

ii) アフリカゾウのすべての個体群に関する次のような注釈を含める。
「CoP14 の会期中および 2008 年 11 月におこなわれた一回の象牙の販売日から 20 年が経過するまでの期間は、ゾウの個体群の附属書 I から附属書 II へのダウンリスティングを含め、アフリカゾウの象牙取引に関するさらなる提案は、締約国会議に提出されない。この 20 年の休眠期間の後のゾウの提案は決定 14.77 および 14.78 に従って取り扱われる。

iii) ナミビアとジンバブエのゾウの個体群を管理しているワシントン条約附属書の注釈の (f) 項を削除する。

f) ナミビアについては、装身具類に組み込まれ、ひとつずつ記号を付け認定を受けたエキパという象牙加工品の非商業目的の取引、ジンバブエについては、象牙彫刻品の非商業目的の取引

h) 項と新規注釈案に関しては、条約の第 15 条および 16 条で、締約国によるワシントン条約附属書の改正提案を許可し、締約国会議での提案または会議と会議の間の郵送による提案が可能であり、締約国は適応的な管理方法を通じ、変化する状況に対応できる。そのような提案を行う締約国の権利を制限することは、適切ではなく、法的にも無意味である。さらに、これらの締約国は、以前に決議 11.21 (CoP14 で改正) で、附属書での注釈の使用を考慮し、2 種類の注釈があることを認めている。それは参考的注釈（すなわち「注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲げられていることを示す注釈」、「『絶滅の可能性あり』を意味する注釈」、「学名命名に関する注釈」と、実質的注釈（すなわち「指定された地理的に離れた個体群、亜種、種、種の集団またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外指定する注釈で、輸出割当量を含むことがある」という内容のもの、および「標本のタイプまたは輸出割当量」を指定するもの）の 2 種類である。この提案において示唆されたアフリカゾウの全個体群に関する注釈は、決議 11.21 (CoP14 で改正) に記述されたどちらの種類の注釈にも該当しない。

注釈の f) 項の削除を支持することにより、この提案では、ジンバブエの加工象牙製品およびナミビア固有の伝統象牙製品であるエキパの非商業取引の削減もねらいとするが、両国でそうした取引の規制に関し、現在、問題があることを示す実質的な証拠を提示していない。ナミビアは 2008 年 9 月 1 日に、エキパの全取引を一時禁止した。ジンバブエについては、2009 年 6 月の第 58 回常設委員会会合で、ワシントン条約事務局から、

「象牙彫刻の取引のために輸出業者が発給することを認められている輸出許可書で生象牙が輸出された事件が少なくとも2件発生したことを事務局は把握しており、規制が十分に実施されているかどうかを疑問視する根拠がある」という報告があった。ジンバブエも規制状況に関する審査結果が出るまで、象牙の販売を一時禁止している。規制手段を審査し、強化し、導入するまでの間、どちらの国でも、取引条項の適用が一時禁止されたことは、良い徴候である。

最後に、これら2国でのそのような取引を規定する既存の注釈に従い、「遵守していない場合、事務局の提案により、常設委員会はこの取引を部分的に、あるいは完全に、停止させることを決定できる」。したがって、もしも将来、これらの国々のいずれかによる加工象牙の輸出量削減に関して正当な根拠が生じた場合、そのような変化を起こすための確実な仕組みは導入済みである。

提案7

[提案国：スイス（動物委員会の要請を受け、寄託政府として）]
マリアナガモ *Anas oustaleti* を附属書Iから削除。（訳注：和名は経済産業省の附属書リストより）

マリアナガモ *Anas oustaleti* を独立した種として分類することの妥当性は疑問である。ほとんどの権威は、それをマガモ *A. platyrhynchos* とマジロカルガモ *A. superciliosa* の交雑種と考えている。条約では附属書への交雑種の掲載を許可しているが、ただし、野生において、明確な安定した個体群を形成していることが条件である。マリアナガモには明らかに様々な形態が見られ、親の種のどちらかに酷似するものがあることは、マリアナガモを附属書から削除する有効な根拠と考えられる。さらに、最近、かつての生息域においてマリアナガモを徹底的に搜索したが、個体を見

賛成

つけることができず、そこで絶滅したことはほぼ間違いない。また、たとえ個体が見つかったとしても、これまでに国際取引で報告されたマリアナガモの標本数は2例のみである（実際、その2例が同じ標本だった可能性さえある）。マリアナガモを附属書に残すと、種として認識されたマガモ属 *Anas spp.* の他の種との類似、また、ニュージーランドに導入されたマガモと在来のマミジロカルガモの交雑により、「類似種」の問題が生じる可能性がある。

提案 8

[提案国：メキシコ]

モレレットワニ（グアテマラワニ）*Crocodylus moreletii* を、野生標本の割当量を0（ゼロ）とし、附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行。

モレレットワニ *Crocodylus moreletii* の生息域はベリーズ、グアテマラ、メキシコで、90% 近くがメキシコに分布し、推定個体数は10万頭である（成体は約2万頭）。この種は全生息国で法的に保護されている。野生個体の違法取引へ対抗する仕組みや種の生息地の管理は広く実施されており、種の国際取引の管理策も整っている（例えば、決議 11.12 「ワニ皮の識別のための国際統一標識システム」）。また、もしこのダウンリストイング提案が認められても、将来、野生個体に関する輸出割当量0（ゼロ）を変更するには、さらなる提案が、締約国により承認されることが必要となる。

最近の個体数推定に基づけば、モレレットワニがもはや附属書Ⅰ掲載の生物学的基準を満たさないことは明らかである。ただし、野生個体の輸出割当量を0（ゼロ）として附属書Ⅱに掲載するという提案された注釈では、科学・教育目的での野生標本の取引が許可されないので、提案国は、商業目的で取り引きされる野生個体のみ適用するという内容に、提案を修正することもできるだろう。過去30年間、違法な国際取引の報告はほとんどなく、野生からの標本の割当量を0（ゼロ）として

賛成

附属書Ⅱに移行することが、野生の個体群に影響を与えることを示すものはない。

IUCN/SSC ワニ専門家グループ(CSG)から提示されている懸念として、飼育下でのモレットワニとアメリカワニ *Crocodylus acutus* の交雑に関する問題がある。モレットワニを生産する飼育繁殖施設のすべてが、これらの交雑個体の在庫を抱えている可能性があるという内容である。アメリカワニが附属書Ⅰ掲載種であることを考慮すると、これらの交雑個体を取り引きするのであれば、附属書Ⅰの規定に従う必要があり、飼育繁殖標本が純粋なモレットワニであることを示す証拠がなければ、飼育繁殖事業者は交雑個体を生産していることを明らかにした上で、商業取引のためにワシントン条約に登録する必要がある。

提案 9

[提案国：エジプト]

ナイルワニ *Crocodylus niloticus* のエジプトの個体群を附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行。

アフリカでもっとも広く分布するワニであり、サハラ以南のほぼすべての国に生息するナイルワニ *Crocodylus niloticus* は、1975年に附属書Ⅰに掲載された。エジプトでは1950年代までに、ほとんど姿を消していたが、アスワンダム建設と、それによるナセル湖の誕生により、個体数が回復し、最近では、個体数は6,000頭から30,000頭と推定されている。この附属書Ⅱへの移行案は、孵化個体の定期的な捕獲に基づくランチング計画を支援するための提案であり、ランチング個体からのワニ革750枚を、2013年からの年間輸出割当量とするという内容である。この提案はランチングに関係するため、決議11.16 (CoP14で改正) および決議9.24 (CoP14で改正) に準拠する必要がある。前者の規定によれ

反対

ば、ランチング案は、それに関して十分な協議を行えるよう、それについて検討する会議よりも最低 330 日前までに提出しなければならない。今回の場合、それが行われておらず、したがって、今回の会議で、現在の形では締約国が提案を検討しないこともありうる。提出時期の問題以外に、決議 11.16 (CoP14 で改正) で要求された一部の措置は整っているものの、他の条件、特に重要である、相当なレベルの違法捕獲への対処の必要性という条件を満たしていない。ランチング標本の取引は 2013 年まで行われず、それまでには必要な条件すべてを満たすとも考えられるが、現時点では、ランチングを目的とした個体群の移行は時期尚早である。エジプトでは、第 16 回締約国会議での提案提出を考慮するよう、推奨することが望ましい。

提案 10

[提案国：イスラエル]

ニシキトゲオアガマ *Uromastyx ornata* を附属書 II から附属書 I へ移行。

ニシキトゲオアガマ *Uromastyx ornata* は、現在、トゲオアガマ属 *Uromastyx* (全種がワシントン条約附属書 II に掲載) に分類されると認識されているトゲのある尾を持つトカゲで、17 種のひとつである。2004 年まで、ニシキトゲオアガマは クジャクトゲオアガマ *U. ocellata* の亜種と考えられていたが、現在は、ワシントン条約での分類により、完全な種として認識されている。エジプト (シナイ半島)、イスラエル、サウジアラビア、イエメンに生息するが、全生息域と個体数は不明である。イスラエルに関する推定値の上限は、生息域が 270 km²、個体数が 4,000 である。トゲオアガマ属の種は食用、伝統薬の原料、ペットとしての国際取引を目的として捕獲され、生息地の減少と気候変動によっても脅かされていると考えられる。しかし、これらの脅威の程度とニシキトゲオアガマの合法・違法両方の国際取引のレベルについては、確実な情報がなく、

反対

提案の支持文書にも、それ以上の説明はない。

ニシキトゲオアガマは 1977 年以來、附属書 II に掲載されているが、ニシキトゲオアガマとクジャクトゲオアガマをめぐっては過去に分類学上ははっきりとしていなかったこと、個体の識別の難しさや、それに伴うワシントン条約取引データベース中の記録の難しさが伴うといった問題により、この種の取引に関する過去のパターンを判断することは困難である。エジプトは 1992 年にニシキトゲオアガマの輸出を禁止し、1995 年以來、野生で捕獲した個体の輸入は、生息国であるイエメンからの輸入が 2 例（合計 900 頭弱）記録されているのみである。2003 年以來、世界の取引で飼育繁殖個体として報告されるニシキトゲオアガマの取引が顕著に増加しているが、まだ国際市場で頻繁に見かける種ではないようだ。

ニシキトゲオアガマの個体数、分布面積、衰退に関して得られる情報は限られ、定性的情報が主である。しかし、この種が附属書 I 掲載の生物学的基準を満たすことを示す説得力のある証拠はない。取引レベルの決定において、識別の間違いや、過去の分類の不確実性は、この種の取引レベルを判断するのに明らかに問題であるが、相当な数の野生で捕獲したニシキトゲオアガマが合法・違法に取引されていることを実証する証拠は欠如している。

提案 11

[提案国：ホンジュラス]

ベーカートゲオイグアナ *Ctenosaura bakeri*、アグアントゲオイグアナ *C. melanosterna*、ロータントゲオイグアナ *C. oedirhina* を附属書 II に掲載。

これらの *Ctenosaura* 属 3 種については、狭い生息域、限定的で分断されていると認定される個体群、生息地の減少、地元での食用としての消費という要因により、IUCN の近絶滅種 (CR) に分類されている。ベーカートゲオイグアナ *Ctenosaura bakeri* に関してレッドリストで使われた推定個体数は、かなり少なめに推定されている。最近の調査では、高い個体数密度が確認され、42,000～68,000 頭の成体と多数の幼体が確認された。

ベーカートゲオイグアナとアグアントゲオイグアナ *C. melanosterna* は、法執行状況については弱いと報告されているものの、ホンジュラスの法律により保護されている。3 種すべてが、保護区や研究・繁殖計画を通じ、何らかの保護を受けている。これらの種の国際取引はごくわずかだとみられる。近年、アグアントゲオイグアナの小規模の取引が報告されたが、ペット取引への供給源としては、十分な数の飼育繁殖個体が入手可能である。現在、*C. bakeri* とロータントゲオイグアナ *C. oedirhina* が国際取引されている証拠はなく、輸出用に野生のアグアントゲオイグアナを捕獲することが、近い将来、この種の存続を脅かすレベルまで個体数を減少させることを示す証拠もない。したがって、これらの種が決議 9.24 (CoP14 で改正) に規定された附属書 II 掲載基準を満たすか否かについては、自信を持って断定することはできない。

これらの種の孵化個体または幼体は、グアテマラが附属書 II 掲載を提案している (提案 12 を参照) ノドダレトゲオイグアナ *C. palearis* のものと識別しにくいことがある。その提案が認められた場合、理論上、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2b の類似基準を適用することによって、この提案は承認される。しかし、本提案の対象種が取り引きされていることを示

反対

す証拠はほとんどなく、また原産国が異なるため、ノドダレトゲオイグアナの取引の規制を支援するために、これらの種の掲載が必要になるとは考えにくい。そもそも、他の *Ctenosaura* 属は、どれも未掲載である。

これらの *Ctenosaura* 属の種に関し、提案国は附属書 III への掲載を考慮することが可能である。

提案 12

[提案国：グアテマラ]

ノドダレトゲオイグアナ *Ctenosaura palearis* を附属書 II に掲載。

ノドダレトゲオイグアナ *Ctenosaura palearis* はグアテマラの固有種である。生息の範囲が 10,000 ha 未満であること、成体の個体数が 2,500 未満でひどく分断されていること、生息地の喪失という理由で、2004 年に IUCN により近絶滅種 (CR) に分類された。しかし、別の調査では、生息域が 10 万 ha 以上、個体数は成体 5,000 頭と推定されている。

この種に適した生息地は、状態の悪化、土地転換が進んでおり、ごくわずかな割合のものだけが保護区域内にいる。この種に対する他の脅威としては、食用および伝統薬の原料としての自給自足目的の捕獲と、国際的なペット取引を目的とする輸出がある。この種の国際取引に関する情報は非常に限定的であり、違法な国際取引の疑惑もある。米国魚類野生生物局 (USFWS) のデータによれば、この種は複数の法律により法的に保護されているにもかかわらず、2008 年に 240 頭が商業目的で米国に輸入された。ノドダレトゲオイグアナの利用は、認定された人物が許可を得て、科学研究目的および種の保護のため非商業的繁殖の目的で利用する場合に限られる。したがって、最近記録されたグアテマラからの商業目的の取引は、国内法に違反した違法取引である。商業目的

賛成

の野生標本の違法な捕獲を取り締まるために、実効性のある法執行が必要とされている。

この種の個体数は、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 5 で小規模な個体群に関する目安として定められた数値の範囲内に入る可能性があり、違法輸出を目的とする採取が、2つの下位個体群の衰退または根絶の原因と言われる。したがって、近い将来、附属書 I 掲載の条件を満たすようになることを防ぐために、取引の規制が必要であるという意味で、ノドダレトゲオイグアナは附属書 II 掲載の基準を満たすと考えられる。

提案 13

[提案国：ホンジュラス、メキシコ]

アカメアマガエル属全種 *Agalychnis* spp. を附属書 II に掲載。

アカメアマガエル属 *Agalychnis* は 5 種で構成されると、一般に考えられている。提案対象種のうち 3 種 (Blue-sided Treefrog *Agalychnis annae*、*A. saltator*、スパーレルアカメガエル *A. spurrelli*) は類似という理由で、一方、他の 2 種 (アカメアマガエル *A. callidryas*、Morelet's Treefrog *A. moreletii*) は保全に関する問題で、掲載が提案されている。しかし、通常取り引きされる形態 (生きた成熟個体や亜成体) では、種間の識別を可能にする明確な特徴があり、特に、独特な虹彩の色に著しい特徴がある。

アカメアマガエル属の国際市場はほぼ完全に、アカメアマガエルで占められている。この種はベリーズ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマでみられ、長年、大量に国際取引が行われ、ニカラグアが飼育繁殖事業により、取引される大半の標本を供給してきた。普通に見られるこの種は、IUCN により低危険種 (LC) に分類され、環境が悪化した生息地にも生息する。ある程度の違法取引は存在するが、国際取引が減少を引き起こした徴候はない。こ

Morelet's Treefrog *Agalychnis moreletii* については賛成

Blue-sided Treefrog *A. annae*、*A. saltator*、スパーレルアカメガエル *A. spurrelli*、アカメアマガエル *A. callidryas* については反対

の種に関しては、ベリーズ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラで、保護または取引の規制が行われ、野生から取得した個体の商業目的の輸出はされていない。メキシコではこの種は規制も保護もされていない。

A. moreletii はベリーズ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコに分布し、IUCN により近絶滅種 (CR) に分類されている。この種に関する最大の懸念は、カエルツボカビ *Batrachochytrium dendrobatidis* という真菌による疾病の影響であり、過去 10 年間に、このカエルの個体数は激減 (80% 以上) している。ベリーズ、エルサルバドル、グアテマラは、野生個体の取引を認めていない。グアテマラから米国への野生個体のある程度の取引が行われているが (2007 年に 168 頭、2008 年に 3 頭)、過去数年間、グアテマラからの合法的輸出は許されていない。

A. moreletii は決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2a の A に基づき、附属書 II 掲載基準を満たすと考えられる。しかし、アカメアマガエルについては、国際取引を目的とする捕獲の結果として野生の個体数が減少したという徴候がないため、附属書 II 掲載基準を満たすようにみえない。アカメアマガエル属の国際取引の大部分が、生きた成体と亜成体で構成され、異なる種として識別できる特徴を示すため、アカメアマガエルおよび提案された他の 3 種は、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2b の A に基づき、附属書 II 掲載に適格ではないようだ。カエルの仲間に関しては、オタマジャクシや非常に若い形態での取引が、常に識別上の課題と

して残ることに注意する必要がある。多くのカエル類が、卵やオタマジャクシの状態では酷似し、高度な識別方法を使わない限り、種レベルでの識別は難しいため、この問題は簡単には解決できないことに配慮しなければならない。

提案 14

[提案国：イラン・イスラム共和国]

カイザーツエイモリ *Neurergus kaiseri* を附属書 I に掲載。

カイザーツエイモリはイランのザグロス山脈の固有種である。IUCN は野生の成体の個体数を 1,000 頭未満と推定し、この種を近絶滅種 (CR) と評価している。近年、野生で 80% 以上減少し、その主な原因は、ペットとしての国際取引への供給を目的とする違法な個体採取である。この種は条約第 2 条 1 項および決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 1 に従い、附属書 I 掲載基準を満たすと考えられる。

賛成

提案 15

[提案国：パラオ、米国]

アカシュモクザメ *Sphyrna lewini*、ヒラシュモクザメ *S. mokarran*、シロシュモクザメ *S. zygaena*、メジロザメ (ヤジブカ) *Carcharhinus plumbeus*、ドタブカ *C. obscurus* を、次の注釈を付けて附属書 II に掲載。「これらの種をワシントン条約附属書 II へ掲載するにあたっては、それに関連する技術上、管理上の問題を締約国が解決できるよう、その発効を 18 ヶ月延期する。」

アカシュモクザメ *Sphyrna lewini* は、フカヒレの国際取引および主に他の種を標的とする漁業での混獲により、著しい個体数減少が続いているため、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2a 基準 A に基づき、附属書 II に掲載するよう提案されている。ヒラシュモクザメ *S. mokarran*、シロシュモクザメ *S. zygaena*、メジロザメ *Carcharhinus plumbeus*、ドタブカ *C. obscurus* も、類似性の問題 (付記 2b 基準 A) により、掲載が提案されている。

賛成

アカシュモクザメはフカヒレの国際取引を目的とする漁業の標的種であり、他の漁業での混獲からも、製品が国際取引に供給される。この種は本来、過剰な漁獲に弱い。捕獲は一部の資源の激減を引き起こし、そのような個別の資源は、すでに附属書 I への掲載基準を満たすと考えられる。この種の下位個体群すべてが危急種 (VU) または絶滅危惧種

(EN) と評価されている。したがって、附属書 I への掲載基準を満たすようになることを防ぐために、取引の規制が必要とされるという意味で、この種は附属書 II 掲載基準を満たすと考えられる。

アカシュモクザメについて主に取引引きされるのはヒレである。ヒレは、類似という理由により提案の支持文書で提案された他の 4 種と共に、混載荷としてまとめて取引引きされる。専門知識を持つヒレの取引業者は、フカヒレを種レベルまで分別できるが（例外はアカシュモクザメとシロシュモクザメで、この 2 種はサプライチェーンの全段階を通じ、ひとまとめにされることが多い）、関連する税関組織に対し、ヒレを種レベルまで識別することを義務づけていない限り、通常、そのような分別は行われない。サメの種を確認するために、DNA 検査を利用することも可能であるが、普通の税関検査には適さない。このため、アカシュモクザメのヒレとの識別が困難であることを根拠として、これらの他の種は決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2b 基準 A を満たすと考えられる。

提案 16

[提案国：パラオ、米国]

ヨゴレ *Carcharhinus longimanus* を、次の注釈を付けて附属書 II に掲載。「ヨゴレ *Carcharhinus longimanus* をワシントン条約附属書 II へ掲載するにあたっては、それに関連する技術上、管理上の問題を締約国が解決できるよう、その発効を 18 ヶ月延期する。」

ヨゴレ *Carcharhinus longimanus* は分布域が広く、生活史の特性により、過剰漁獲に対する脆弱性が高い。ヨゴレは多くの漁業においてその漁獲の一部となっており、分布域の全域で多量に捕獲され、ヒレが高価格で国際的に取引引きされることが、ヒレを切り、持ち帰ることを後押ししている。この種は本来、過剰漁獲に弱く、漁獲量のモニタリングを行っている個体群の大部分で、衰退を示す証拠が確認されている。この種のいくつかの個体群では、歴史的な衰退が基本値の 10% 未満にまで及

賛成

び、この生産性の低い種に関しては、商業利用される水生生物種の衰退率の適用に関して決議 9.24 (CoP14 で改正) で規定したガイドラインの範囲内であり、すでに附属書 I 掲載基準を満たしている。他の資源の状態は不明であるが、多くの海域で深刻な漁業圧力を受けており、モニタリング対象の個体群と同様の変化を示すものと推定される。

したがって、附属書 I への掲載基準を満たすようになることを防ぐために、国際取引の規制が必要であるという意味で、この種は附属書 II 掲載基準を満たすと考えられる。

ニシネズミザメ *Lamna nasus* は分布域が広く、生活史の特性により、過剰漁獲に対する脆弱性が高い。長年の国際取引を目的とする漁獲による直接的な結果として、資源が衰退していることは明らかであり、しかも、いまだに国際取引が続いている。高価な魚肉を目的とする漁業により、資源が過剰に漁獲され、それに加え、混獲による捕獲も続いている。その際、魚肉とヒレの両方が取引のためにとっておかれる。附属書 I 掲載基準を満たすほどの局所的な激減の例もある。ニシネズミザメは、国際取引による重大で継続的な個体数の減少という理由により、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2a 基準 A および B の規定に基づき、附属書 II への掲載が提案されている。付記 2a に該当しないニシネズミザメ資源については、付記 2b 基準 A に基づく掲載が提案されている。観察された衰退に加え、少なくとも 1 種類の漁業で取引による影響が確認され、他の漁業でも影響が推定されることを考慮し、近い将来に附属書 I への掲載基準を満たすようになることを防ぐために、国際取引の規制が必要

賛成

提案 17

[提案国：パラオ、スウェーデン*]

ニシネズミザメ *Lamna nasus* を、次の注釈を付けて附属書 II に掲載。「ニシネズミザメ *Lamna nasus* をワシントン条約附属書 II へ掲載するにあたっては、追加される管理当局の指定の可能性並びに税関コードの採用など、それに関連する技術上、管理上の問題を締約国が解決できるよう、その発効を 18 ヶ月延期する。」

* on behalf of the European Community Member States acting in the interest of the European Community

提案 18

[提案国：パラオ、スウェーデン*]

アブラツノザメ *Squalus acanthias* を、次の注釈を付けて附属書 II に掲載。「アブラツノザメ *Squalus acanthias* をワシントン条約附属書 II へ掲載するあたりは、資源評価の整備、共有資源の共同管理に関する合意事項、追加的な科学当局または管理当局を指定する可能性など、それに関連する技術上、管理上の問題を締約国が解決できるよう、その発効を 18 ヶ月延期する。」

* on behalf of the European Community Member States acting in the interest of the European Community

であるという意味で、ニシネズミザメは附属書 II 掲載基準を満たすと考えられる。施行のために、ヒレを種レベルで見分けるための識別ツールが必要である。

アブラツノザメ *Squalus acanthias* は分布域が広く、他のサメ類と同じく、生活史の特性により、過剰漁獲に対する脆弱性が高い。この種は高価な肉を目的として大量に取り引きされ、この種に関しては、かなりの量の取引情報入手できる。この種を標的とする漁業が営まれる海域では、資源の深刻な枯渇が起きた。この種は性別と年齢に従い集まる習性があり、結果、大型のメスを標的とする漁業が行われてきた。その結果、特に漁獲対象となった資源では、構成がオスに偏り、生まれる子の数が減少した。肉だけでなく、ヒレその他の製品も国際的に取り引きされる。アブラツノザメは、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2a 基準 A および B の規定に基づき、附属書 II への掲載が提案されている。付記 2a に該当しないアブラツノザメ資源については、付記 2b 基準 A に基づく掲載が提案されている。商業利用される水生生物種に関するガイドラインでは、ある種が附属書 I 掲載に関して推奨される衰退率に近づいた場合、附属書 II への掲載を考慮できるものとされる。この種全体としての衰退の程度を考慮すると、この種は附属書 II の掲載基準を満たすと考えられる。また、施行のために、取引においてヒレを種レベルで識別する必要がある。

賛成

提案 19

[提案国：モナコ]

大西洋クロマグロ *Thunnus thynnus* を附属書 I に掲載。

大西洋クロマグロ *Thunnus thynnus* は北大西洋全域およびそれに隣接する海、特に地中海に分布する。この種は一般に、メキシコ湾とフロリダ海峡で産卵する資源（西大西洋系群）と地中海で産卵する資源（東大西洋系群）の 2 つの資源で構成されると考えられている。

この種は何世紀にもわたり広く漁獲され、現在は、主として日本での高級な寿司と刺身としての需要がある。世界の漁獲高の大半は輸出向けである。

1969 年に設立された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）が、大西洋クロマグロの管理措置の責任を負っている。

「商業利用される水生生物種に対する衰退率の適用」の脚注では、歴史的な衰退の程度を附属書 I 掲載に関する主な考慮基準とすべきであり、可能な限り遠い過去にまでさかのぼり、間接または直接の方法を使い、推定または推論することができるかと規定されている。脚注のガイドラインによれば、生産性が低い種では歴史的な基準値の 15～20% まで、生産性が中程度の種では 10～15% までの衰退範囲が、附属書 I 掲載に適切とされる。ICCAT の SCRS（調査・統計常設委員会）は、この種の生産性を低から中と判断している。SCRS は未漁獲資源に関して推定された歴史的な衰退率に基づき、西大西洋系群資源と東大西洋系群資源の両方が、未利用個体数の 15% 未満まで衰退した確率が 90% を超えると判断し、したがって、大西洋クロマグロは附属書 I に関する生物学的基準を満たしたと考えられる。この種が取引による影響を受けていることは明らかである。

(つづく)

賛成

2009年のICCATで、東大西洋系群に関する漁獲量の削減が合意され、それが有効に実施された場合、何らかの資源の回復につながる可能性もあるが、ICCATのSCRSは、過去の漁獲量が、合意された漁獲可能量（TAC）よりも、年間60%（1998年から2007年）上回ることを確認している。大西洋クロマグロに関する2009年の概要報告書では、TACが総漁獲量の規制という点で効果を上げていないことが確認された。この状況が近い将来に変化すると想定する根拠はない。西大西洋系群に対して義務づけられた低い割当量にもかかわらず、資源の回復は起きていない。

掲載に伴って提案された決議案（文書CoP15 Doc. 52）は、「附属書Iに掲載された種は、まず附属書IIに移し、締約国会議間の間隔最低2期間分にわたり、取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない」と定めた決議9.24（CoP14で改正）付記4と内容が一致しない。

サタンオオカブト *Dynastes satanas* はボリビアのラパス地方とコチャバンバ地方の湿潤常緑樹林（moist green forest）のみに生息する大型の甲虫である。生態はほとんど知られておらず、この種の、個体数と増減傾向に関する公表された推定値はない。しかし、野生からサタンオオカブトを採取している現地の人々によれば、採集努力を増強したにもかかわらず、この8年間に、捕獲される個体数が減少したという。さらに、人の定住によって生じる、森林伐採、農地開発によるサタンオオカブトの生

提案 20

[提案国：ボリビア多民族国]

サタンオオカブト *Dynastes satanas* を附属書IIに掲載。

反対

息地の縮小が続いていることが知られている。

サタンオオカブトは欧州、米国、アジアの一部（特に日本）で、ペット取引（戦わせるためと展示用）のための需要がある。野生採取個体と飼育繁殖個体（および原産国が不明な個体）がインターネットで販売され、1匹の最高価格は220米ドルである。野生からの採取が国内法で禁じられているにもかかわらず、ボリビアの地域社会では、この種と近縁種のヘラクレスオオカブトムシ *D. hercules* の標本を採集している。近年、ボリビアからの個体輸出の申請が2件あり（どちらも却下された）、それに加え、ボリビア、エクアドル、米国で、サタンオオカブトの生きた個体と死んだ個体の押収が何件か起きており、野生採集標本が国際レベルで取り引きされていることを示すさらなる証拠が得られた。

採取が行われている地域での局所的衰退の証拠はあるが、この種の個体群に対して重大な影響があるかどうかは不明である。全体として、サタンオオカブトが附属書Ⅱの掲載基準を満たすことを示す証拠は強くない。提案国は、この種の附属書Ⅲ掲載を考慮することができるのではないだろうか。

世界中の熱帯、亜熱帯、温帯海域に、30種を超えるサンゴ科 *Corallidae* の種が分布する。*Corallium* 属と *Paracorallium* 属の数種が、主に宝飾類と美術品の製造を目的として、地中海と西太平洋で採集されている。そのうち4種がワシントン条約附属書Ⅲに掲載されている（中国）。サンゴ製品は高価で、ほぼ世界中の市場で需要がある。その結果、これらのサンゴの取引は幅広く、そして、収益性が高いため、採集に対する強い誘因となる。サンゴ科 *Corallidae* の地中海個体群の多くが過剰採集により衰退し、全体として、それと関連する繁殖能力の低下により、

賛成

提案 21 [提案国：スウェーデン*、米国]

次の注釈をつけてサンゴ科全種 *Coralliidae* spp. (*Corallium* 属全種と *Paracorallium* 属全種) を附属書Ⅱに掲載。

「サンゴ科 *Coralliidae* の種をワシントン条約の附属書Ⅱへ掲載するにあたっては、それに関連する技術上、管理上の問題を締約国が解決できるよう、その発効を18ヵ月延期する。」

* on behalf of the European Community Member States acting in the interest of the European Community

地中海のサンゴ群体の平均サイズが大幅に縮小した。太平洋では、商業的に採算の取れるベッドが発見されると、採集が急速に進み、その結果、資源の枯渇が起きることがある。サンゴを種レベルまで識別することは、特に製造されて加工品になった状態では、困難である。

決議 9.24 (CoP14 で改正) に規定された附属書 II 掲載基準を、そのままサンゴ科に適用するのにはいくつかの課題がある。なぜなら掲載基準は、広く分布し群体を作る海洋生物を想定していないためである。しかし、地中海に生息する唯一の種であるベニサンゴ *Corallium rubrum* は、附属書 I 掲載に関する衰退基準を適用し、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2a の A に記述されたように、近い将来、附属書 I 掲載の条件を満たすようになることを防ぐため、取引の規制が必要であるという意味で、附属書 II への掲載基準を満たすと主張できる。

この科の他の種については、サンゴ科の製品を種レベルまで識別することが困難であるため、決議 9.24 (CoP14 で改正) 付記 2b の基準 A に従い、「類似」という理由で、また、全種ではなく一部の種のみを附属書に掲げた場合、ワシントン条約附属書 III への 4 種の掲載をめぐり発生している執行上の問題が、さらに悪化するおそれがあるという理由で、附属書 II 掲載の資格があると考えられる。

これらの種に関する掲載基準の適用方法は明瞭ではないものの、ワシントン条約に基づきサンゴ科全種の取引を規制することが、これら貴重な種の管理の改善を支援するという意味で、重要な保護策を提供するという明確な論拠がある。

提案 22

[提案国：マダガスカル]

オペルクリカリア・デカライ *Operculicarya decaryi* (訳注：ウルシ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

時にジャビリー (jabily) として知られているこの植物は、マダガスカルではごく普通に見られる種であり、個体数は数百万と推定される。記録されている取引のレベルは野生個体群に対して悪影響を与えないと報告されている。さらに、この種は挿し木で簡単に繁殖させることができる。入手可能な情報に基づけば、この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさない。

反対

提案 23

[提案国：マダガスカル]

オペルクルカリア・ヒファエノイデス *Operculicarya hyphaenoides* (訳注：ウルシ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

この小さい樹状の植物は、地元では普通に見られる種であり、少なくとも 1 件の外挿した個体数推定によれば、個体数は数百万にのぼる。個体群の大きさに対して予防的取組方法を採用するとしても、この種が地元で普通に見られることは明らかであり、報告されている低水準の取引で脅かされてはいない。また、この個体群の少なくとも一部は、保護区域内に存在する。さらに、この種の繁殖は容易と報告されている。この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 24

[提案国：マダガスカル]

オペルクルカリア・パキプス *Operculicarya pachypus* (訳注：ウルシ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

背が低く、太い茎を持つ低木種は、限定された局地に分布するが、ここでは数が多く、取引のための野生からの採集によって圧力をかけられてはいないと報告されている。国内・国際的な取引レベルおよび薬を目的とする採集が、現時点では野生の個体群に対する脅威にはなっていないと推定される。このような状況下で、この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさないと考えられる。しかし、分布域が限定されていて、個体数に限りがあり、複数の取引形態 (例えば園芸と薬) がある種として、採集がわずかに増加しただけでも、野生の個体群に被害をもたらす可能性がある。したがって、マダガスカルに対し、この種に関して有害でない

反対

ことの判定を実施し、ワシントン条約植物委員会の次回会合で報告することを推奨する。

提案 25

[提案国：植物委員会に代わり、メキシコと米国]

注釈 #1 が付いたサボテン科全種 *Cactaceae* spp. および全分類群に関する注釈 #1 と #4 を削除し、附属書 II に掲げる植物分類群に関する以下の新規の注釈に置き換える。

「次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

- メキシコから輸出されたサボテン科全種 *Cactaceae* の種子以外の種子（ラン科 *Orchidaceae* のシードポット（訳注：受精した種子が入った子房）を含む）、孢子、花粉（花粉塊を含む）
- 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
- 人工的に繁殖させた植物の切花
- ラン科 *Orchidaceae* のバニラ属 *Vanilla*、サボテン科 *Cactaceae* のオープンティア属 *Opuntia* オプションティア亜属 *Opuntia* およびサボテン科 *Cactaceae* の *Hylocereus* 属および *Selenicereus* 属の帰化植物又は人工的に繁殖させた植物の果実並びにその部分及び派生物
- 帰化したか又は人工的に繁殖させたオープンティア属オープンティア亜属及び *Selenicereus* 属の茎、花、部分及び派生物
- 包装され、小売り取引の準備が整っている *Euphorbia antisyphilitica* の完成製品]

種子に関しては、この提案はメキシコと他の場所の両方における施行を単純にするものであり、保護に対する悪影響はない。果実、花、茎に関しては、注釈案の条項により、ワシントン条約の規定からそれらを免除しても、保護に対して悪影響を与える見込みはきわめて低い。果実に関する免除の提案では、人工的に繁殖させたキメンカク *Cereus peruvianus* の果実が対象外になり、理論上、それがワシントン条約による規制の対象になる。その結果、施行の負担が増し、保護に対する効果はない。元の注釈 #4 の文言に戻すことにより、この問題を解決できる。

各種サボテン、特にヒメボタン *Gymnocalycium mihanovicii* の接ぎ木により色を出した形態 (grafted color form) が、大量に取り引きされている。この取引は野生の植物とはまったく無関係であり、保護に対する影響はない。形態の大部分は確かにクロロフィルを欠くが、中には少量のクロロフィルを含むものもあり、それらを対象としない理由はないにもかかわらず、理論上、これまでの免除規定の対象とはならない。改正案はこの点を正し、そうしたすべての形態が免除の対象となるようにする。

Euphorbia antisyphilitica に関しては、改正案が保護に対して悪影響を与える見込みはきわめて低く、施行上の負担を軽減するために役立つはずである。

a) **賛成**。ただし、*Beccariophoenix madagascariensis* (提案 32) とミツヤヤシ *Neodypsis decaryi* (提案 33)、またはそのいずれかの種子に関する提案の結果が、書き直した注釈に含まれ、それらがワシントン条約の規定の対象になるようにすることを条件とする。

- 賛成**
- 賛成**

次のように注釈 6 を修正（取消線をひいたテキストを削除）。
次の人工的に繁殖させた交配種又は栽培変種の標本は、この条約の適用を受けない。

- *Hatiora* と *graeseri* の交配種
- *Schlumbergera* と *buckleyi* の交配種
- *Schlumbergera russelliana* と *Schlumbergera truncate* の交配種
- *Schlumbergera orssichiana* と *Schlumbergera truncate* の交配種
- *Schlumbergera opuntioides* と *Schlumbergera truncate* の交配種
- *Schlumbergera truncata* の栽培変種
- *Harrisia* 'Jusbertii'、*Hylocereus trigonus* 又は *Hylocereus undatus* の台木により接ぎ木されたタロロフィルが欠けているサボテン科 Cactaceae spp. の色素突然変異体
- *Opuntia microdasys* の栽培変種

提案 26

[提案国：マダガスカル]

ジゴシキオス・プベスケンス *Zygosicyos pubescens*（訳注：ウリ科の多肉植物）を附属書 II に掲載。

この多肉植物は珍しい種のように見えるが、それは主に、個体群の分布と密度に関して入手可能な情報が不足しているためである。報告された取引も非常に限定的で、このレベルに維持される限り、野生個体群に対して有害ではないものと考えられる。予防的な立場からすれば、人による生息地の変化とわずかな取引が、この種とその生息地に対する脅威となることも考えられる。しかし、マダガスカル政府当局による生態系管理の改善は、ワシントン条約附属書 II への掲載よりも、保護に対して強い影響力を持つものと思われる。マダガスカルに対し、広範囲な種管理計画の一部として、有害でないという判定を実施するにあたり、ワシントン条約植物委員会に指導を要請することを推奨する。

- d) **反対**。現在の注釈 #4 の文言を維持し、キメンカク *Cereus peruvianus* などの人工的に繁殖させた種の果実を含むようにする。
- e) **賛成**
- f) **賛成**

反対

提案 27

[提案国：マダガスカル]

ジゴシキオス・トリパルティツス *Zygosicyos tripartitus* (訳注：ウリ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

この多肉性の植物種は *Zygosicyos pubescens* (提案 26) よりもよく目にするものだが、記録された取引量はより多く、生育地では生育地の破壊に関する問題がある。野生個体群からの取引量がかなり増加し、生育地の破壊が続いた場合、将来的に、取引対象である個体群に圧力がかかる可能性がある。しかし、現在のレベルでは、取引は野生個体群に対して有害であるとはいえないように思われる。また、マダガスカル政府当局による生態系管理の改善は、ワシントン条約附属書 II への掲載よりも、保護に対して強い影響力を持つものと思われる。マダガスカルに対し、広範囲な種管理計画の一部として、有害でないという判定を実施するにあたり、ワシントン条約植物委員会に指導を要請することを推奨する。

反対

提案 28

[提案国：メキシコ、米国]

ユーフォルピア・ミゼラ *Euphorbia misera* (訳注：トウダイグサ科の多肉植物) を附属書 II から削除。

この成長の遅い多年生の多肉植物は、メキシコ北西沿岸部と米国カリフォルニア州南部に生育する。米国とメキシコで判明している生育地の約半分が保護区内にあり、非木質植物 (メキシコ) または多肉植物 (カリフォルニア) の採集と商業には許可が必要とする一般規則の対象とされている。人工的に繁殖させた植物に対する国内需要はあるものの、国内・国際取引が野生個体に与える悪影響を示す証拠はない。ワシントン条約の取引データでは、ごくわずかな取引量が報告され (全部で 9 標本、1997 年が最新の例であり、すべて米国から報告され、人工的に繁殖させたもの)、この種の違法な採集または国際取引の報告はない。このため、近い将来、附属書 I 掲載の条件を満たすようになることを防ぐため、または採集の継続その他の影響により、野生からの採集が、種の存続が

賛成

脅かされるレベルまで個体数を減少させることを防ぐために、*Euphorbia misera* の取引の規制が必要であることを示す徴候はない。

提案 29

[提案国：ブラジル]

ローズウッド（ボアドローズ）*Aniba rosaeodora* を、次の注釈を付け、附属書 II に掲載。「#11 丸太、挽き材、薄板、合板、並びに精油を指定する。」

ローズウッド *Aniba rosaeodora* は成長の遅い硬木であり、アマゾン流域の中部から北部およびギアナ盾状地の広い生息地（ブラジル、コロンビア、エクアドル、フランス領ギアナ、ガイアナ、ペルー、スリナム、ベネズエラ）の一次湿潤熱帯雨林に生育する。コロンビアとスリナムはこの種を「絶滅危惧種（threatened）」と定めている。IUCN は 1998 年に、この種を評価し、絶滅危惧種（EN）であるとした。それよりも新しい情報は入手できない。

この種は、歴史的には木材の国際・国内取引のために、また、最近では、高い商品価値を持つ香水の原料になるリナロールを豊富に含む油を抽出するために、採取されてきた。最高級の油は成木の木部から抽出されるため、各地で種子を持つ個体が全滅するという結果が生じた。現在、生産者は若い個体も標的にしている。

木の他の部分（葉と枝）からの油、またはプランテーションなどの他の供給源が、将来、不確実ではあるが、需要を満たす可能性がある。合成リナロール油および他の天然精油が代用品となるが、ローズウッドはその秀でた香りにより、いまだにかなりの需要がある。この油の唯一残された生産国はブラジルであるが、生産量は減少し、2000 年以降の輸出量は 39 t に満たず、価格の上昇にもかかわらず、需要を満たしていないと報告されている。ほとんどの油が輸出され、国内市場で販売される割合は 15% である。

(つづく)

賛成

フランス領ギアナ、ガイアナ、ペルー、およびブラジル国内のアマパ、パラ、アマゾン流域のかなりの領域で、過剰な採取により、アクセス可能な資源はほぼ枯渇したと考えられている。残りの立ち木は、アクセスが困難な僻地の森林であると報告されている。天然更新（natural regeneration）がおこなわれる速度は遅く、不確実であり、たまにしかおこなわれない。

この種への掲載基準の適用については、減少のレベルと深刻さがかなり不確実であるため、結論を出すことができない。しかし、附属書Ⅱへの掲載はこの貴重な資源の管理の改善を支援するために有効な手段となりうる。

提案 30

[提案国：マダガスカル]

センナ・メリディオナリス *Senna meridionalis*（訳注：マメ科の植物）を附属書Ⅱに掲載。

この落葉性低木種の個体群は、分断されているが、局所的にはよくみられ、また、少なくとも1ヵ所の保護区に生育すると報告されている。さらに、これらの個体群はマダガスカルの南部と西部の広い地域に分布する。盆栽用に栽培されるなど園芸用の取引に、野生から採取した個体が含まれると報告されているが、種子と挿し木で容易に繁殖させることができるという報告もある。すべてが野生で採集した植物であると想定したとしても、記録された取引レベルの低さからすると、将来、野生での採集が激増しない限り、取引が野生での種の存続を脅かすとは考えられない。この提案からは、生息地の破壊がこの種に与える影響については明らかではない。

反対

提案 31

[提案国：米国]

附属書 I に掲載されているラン科 Orchidaceae への注釈を次のように修正。

次のように記されている現行の注釈を削除する：

「附属書 I に掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。」

次の新しい注釈に置き換える：

「附属書 I に掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、もしその標本が締約国会議で合意された「人工的に繁殖させた」の定義にあてはまるのであれば、この条約の適用を受けない。」

提案 32

[提案国：マダガスカル]

ベッカリオフェニックス・マダカスカレンシス *Beccariophoenix madagascariensis* (訳注：ヤシ科の植物) の種子を附属書 II に掲載。

この提案の意図は、試験管中で繁殖させ、無菌の容器で輸送された小植物体に関し、さまざまな種に付いた注釈により、ワシントン条約の規定を免除される資格を得るためには、人工的に繁殖させたという定義（決議 11.11 (CoP14 で改正)）に準じなければならないことを明確にすることである。この明確化は前述の決議の内容と一致するが、試験管中で繁殖させた小植物体がこの定義を満たすと保証することが、あらゆる状況で可能とは言えないという点を認識すべきである。フラスコ内で培養した個体は、他のいかなる種類の個体とも識別可能であり、野生から採集した種でないことは明らかであるが、そのような個体が、前述の決議に記された「人工的に繁殖させた」という定義を満たすかどうかという評価は、単純なものではなく、個体または積荷を検査しただけでは行えない。したがって、厳格な施行は、執行上の負担になるかもしれない。しかし、一貫性と明確化という意味で、この提案を採択することが望ましい。

Beccariophoenix madagascariensis はマダガスカル東部の数カ所の地域に固有の非常に希少なヤシである。この種は 2002 年に附属書 II に掲載され、注釈は付かなかったため、すべての部分と派生物が対象となり、容易に認識できるすべての部分と派生物が掲載に含まれた。2007 年の CoP14 で提出された提案（提案 27）の中で、注釈 #1 の修正が提案された。すでにこの注釈が付いていた種の一覧に、誤って *B. madagascariensis* が入れられた。

この提案は、取引の対象となる主な部分および派生物として種子を含めるといふ、*B. madagascariensis* を掲載した当初の意図と思われるもの

賛成

賛成

提案 33

[提案国：マダガスカル]

ミツヤヤシ *Dyopsis decaryi* の種子を附属書 II に掲載。[締約国会議で採択された標準学名命名参考文献によると、この種の学名は *Neodyopsis decaryi* である。]

を、回復しようとする試みである。マダガスカルに対し、種子の識別に関して締約国を補助するために、識別資料を作成するための支援を求めることを推奨する。

ミツヤヤシ *Dyopsis decaryi* はマダガスカル固有のヤシである。この種は1975年に附属書 II に掲載され、注釈は付かなかったため、すべての部分と派生物が対象となった。1985年に、当時の附属書 II 掲載の全植物に全般的に適用された注釈が、この種にも付けられ、その中で種子が除外された。

しかし、当時もその後も、種子は常に取り引きされる唯一の野生標本であり、この提案では、取引の対象となる主な部分及び派生物として、ワシントン条約の範囲にこのヤシ種の種子を含めることを意図している。この提案では、適用される部分及び派生物という点で、附属書 II の適用範囲を変更しようとしており、種の掲載自体を変更する意図はなく、したがって、決議 9.24 (CoP14 で改正) の掲載基準は無関係である。種子は野生個体群からとられて国際取引される主な商品であるため、種子の採取は個体群に対して影響を与える可能性がある。

ヤシの種子の識別が困難であることを考慮し、マダガスカルに対し、識別に関して締約国を支援するために、識別資料を作成することを推奨する。

賛成

提案 34

[提案国：マダガスカル]

アデニア・フリンガラベンシス *Adenia firingalavensis* (訳注：トケイソウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

この多肉植物種はマダガスカルで広い分布域を持ち、局所的によくみられ、取引量は野生での存続に対して重大な悪影響を与えないと考えられる程度であり、ワシントン条約附属書 II への掲載基準を満たさない。

この種は種子と挿し木により再生するが、生長組織 (vegetative material) を採取した後の植物の成長と回復は遅い。その結果、この種の採集量がわずかに増加しただけでも、個体群を危機にさらす可能性がある。この種の取引を定期的にモニターし、取引が現在の低いレベルに維持されていることを確認するよう推奨する。

反対

提案 35

[提案国：マダガスカル]

アデニア・オラボエンシス *Adenia olaboensis* (訳注：トケイソウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

このマダガスカル産のつる植物は、比較的広く分布し、地元では普通に見られる種である。生育域の一部では、保護区内で保護を受けている。健全な個体群だと報告されている以外に、この種は簡単に繁殖させることができ、成体のサイズが大きいため、野生での採集は限られ、輸取引量はわずかである。全体として、過去と現在の取引量は、野生個体群に対して無視できる程度の害しか与えていないものと思われる。この提案では、生育地の破壊がこの種に与える影響については明らかではない。この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさない。

反対

提案 36

[提案国：マダガスカル]

アデニア・サブセッシリフォリア *Adenia subsessifolia* (トケイソウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。[締約国会議で採択された標準学名命名参考文献によると、この種の学名は *Adenia subsessilifolia* である。]

この多肉植物はマダガスカルの南部と南西部に広く分布すると報告され、農業による生育地の破壊が起こりそうもない岩の多い場所に生育する。この種に関して報告された過去と現在の取引は、全体的な個体数に対して悪影響を与えそうもない。しかし、一部の局所的な個体群は、取引による悪影響を受けており、この種が大規模な採集に弱いことは明らかである。マダガスカル政府当局は、取引の実質的な増加をモニターする必

反対

提案 37

[提案国：南アフリカ]

ナンアヤマモガシ *Orothamnus zeyheri* を附属書 II から削除。

要がある。この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさない。

ナンアヤマモガシ *Orothamnus zeyheri* はきわめて希少な固有種であり、南アフリカの西ケープ州ケープ地方南西部に 2 つの個体群が存在するのみである。過去には取り引きされていたが、現在の主な脅威は、root pathogen である疫病菌 *Phytophthora cinnamomi* と、次いで、偶発的な火事による被害、外来種であると報告されている。この種を守るために設けられた現在の管理体制は、これらの脅威を抑止しており、その結果、種の個体数は安定している。現在の合法・違法の取引は、この種に対していかなる悪影響も与えていない。このような状況を考慮すると、この種はワシントン条約附属書 II に維持するための要件を満たさないと考えられる。

賛成

提案 38

[提案国：南アフリカ]

アフリカヤマモガシ *Protea odorata* を附属書 II から削除。

アフリカヤマモガシ *Protea odorata* はきわめて希少な種である。近年、主に生育地の破壊により、南アフリカの西ケープ州にある 1 個体群、約 27 体にまで減少した。小さい無臭の花をつけるこの種に対する需要はなく、したがって、この種が現在のごくわずかな数にまで徐々に減少した原因は取引ではない。このため、この種はワシントン条約附属書 II への掲載を継続する要件を満たさない。

賛成

提案 39

[提案国：マダガスカル]

キフォステンマ・エレファントプス *Cyphostemma elephantopus* (訳注：ブドウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

ブドウ科の多肉植物である *Cyphostemma elephantopus* は、マダガスカル南部の狭い地域に分布し、少なくとも一部の個体群は生育地の減少による圧力を受けている。個体数は数十万程度と推定される。野生から採集した植物の取引はあるが、野生個体群に与える影響は無視できる程度であり、憂慮するほどではないと思われる。この種は種子と挿し木から園芸用に繁殖されている。これらの要因を考慮し、また、今後、野生の植物の取引が大幅に増加するという、標的となる個体群をほぼ確実に脅かす事態が起きないと想定すると、この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 40

[提案国：マダガスカル]

キフォステンマ・ラザ *Cyphostemma laza* (訳注：ブドウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

多肉植物の *Cyphostemma laza* は広い分布域を持ち、個体数は、大きく数百万と推定される。局所的な個体群の中には減少しているものもあるが、主に有害であるとされる影響は取引ではなく、生育地の破壊に関連すると思われる。取引による主な圧力というのは、4年間の間に野生から採集したと推定される約 12,000 の植物が輸出された結果である。マダガスカル国内では、集中的あるいは広範な利用を示す証拠はほとんどない。この種はマダガスカル国内の少なくとも 4 ヶ所の保護区に生息する。これらの影響と要因を考慮すると、この種には取引による切迫した脅威はなく、したがって、ワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさないと考えられる。

反対

提案 41

[提案国：マダガスカル]

キフォステンマ・モンタグナッキー *Cyphostemma montagnacii* (訳注：ブドウ科の多肉植物) を附属書 II に掲載。

多肉植物の *Cyphostemma montagnacii* は、マダガスカル南西部の限られた地域に生育し、少なくとも一部の個体群は生育地の減少による圧力を受けている。現在、入手可能な情報からは、個体数の推定は不可能であるが、入手可能な密度データを参考とすると、現在の取引と生育地の減少のレベルに十分耐えられる程度の個体数であると考えられる。これらの要因を考慮し、また、今後、野生の植物の取引が大幅に増加するという、標的となる個体群をほぼ確実に脅かす事態が起きないと想定すると、この種はワシントン条約附属書 II の掲載基準を満たさないと考えられる。さらに、マダガスカル政府当局による生態系管理の改善は、ワシントン条約附属書 II への掲載よりも、保護について強い影響力を持つと考えられる。

反対

提案 42

[提案国：アルゼンチン]

グアヤクウッド(ユソウボク、パロサント) *Bulnesia sarmientoi* を次の注釈を付け、附属書 II に掲載。

「#11 丸太、挽き材、薄板、合板、粉末並びに抽出物を含む。」

グアヤクウッド(パロサント) *Bulnesia sarmientoi* は成長の遅い硬木で、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジルにまたがるグランチャコと呼ばれる限定的な地域に固有の種である。単独または並木の形で生える。この種では、人工的な繁殖は行われていない。材は硬く、耐久性に富み、高い商品価値がある。抽出した油と樹脂は、化粧品と塗料の原料として取り引きされる。

グアヤクウッドは2つの要因の影響を受けている。それはグランチャコの森林伐採と土地利用の変化の結果として起きた生育地の破壊と、パラグアイとアルゼンチンから報告された選択的伐採、特に輸出市場向けの伐採である。近年、木材輸出は急増しているが、野生からの標本の採

賛成

取によって種の存続が危ぶまれるレベルにまで野生の個体数が減少することを防ぐために、取引の規制が必要になる見込みは低い。一方、土地利用の転換により、グアヤクウッドの生育地と個体数が減少していることは明らかである。アルゼンチンは2008年にこの種を附属書Ⅲに掲げ、これは取引規制という点では効果を上げたが、違法な越境取引に関する懸念が残っており、附属書Ⅱへの掲載は、それを取り締まるために役立つ可能性がある。種全体を附属書Ⅱに掲載した場合、ワシントン条約への掲載後にアルゼンチン国内の個体群で観察された効果が、すべての生育国で起きる可能性がある。伐採による重大な圧力はあるものの、附属書Ⅱ掲載基準を満たすことを示す明確な証拠はない。しかし、この貴重な資源に関し、ワシントン条約に基づく取引規制により、保護と管理に関する明確な効果があるものと考えられる。この種と *B. arborea* との識別に関する潜在的な問題に注目をはらうべきだ。

表紙の写真のクレジット（左から）：

アカメアマガエル *Agalychnis callidryas*: © Chris Martin Bahr / WWF-Canon

ナンアヤマモガシ *Orothamnus zeyheri*: © Colin Paterson-Jones / www.naturalvisions.co.uk

大西洋クロマグロ *Thunnus thynnus*: © Brian J. Skerry / National Geographic Stock / WWF

TRAFFIC International is a UK Registered Charity No. 1076722



IUCN／トラフィックの第15回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に関する分析(*The IUCN/TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 15th Meeting of the Conference of the Parties*)

www.iucn.org/about/work/programmes/species/our_work/species_trade_use/iucn__traffic_analyses_of_the_proposals/ or
www.traffic.org/cop15 または www.trafficj.org/cop15/

IUCN／トラフィックの第15回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に関する分析のサマリー(*Summaries of the IUCN/TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 15th Meeting of the Conference of the Parties*)

www.traffic.org/cop15 または www.trafficj.org/cop15/

トラフィックの第15回ワシントン条約締約国会議の附属書改正提案に対する見解(*TRAFFIC Recommendations on the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 15th Meeting of the Conference of the Parties*)
www.traffic.org/cop15 または www.trafficj.org/cop15/

This document was published with the kind support of



TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature.

Website: www.traffic.org

TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

is a joint programme of

